

することとされている。

独禁法の改正案がまとまった。現在の独禁法は2005年に改正されたがその際、附則第13条に2年以内の見直し規定が設けられていたことから、今回の改正案が検討されてきた。

そこで焦点になっていたのは、不公正な取引方法に課徴金制度を適用するか否かの問題と審判制度の見直しの問題であった。

今回示された改正案では、不公正な取引方法をとされている16の行為類型の中で、違法性の高い不当販売や優越的地位の乱用など5類型について課徴金を課

公正取引委員会は、前回の改正議論の中で、不公正な取引方法に課徴金を導入することには反対の姿勢を示してきた。国会審議などで公取委の竹島一彦委員長は、不公正な取引方法の構成要件を明確にすることが難しいこと、入札談合などに比べて

不公正な取引方法は違法性が低いことなどをあげて、課徴金制度を適用すべきではないとの答弁を繰り返していた。

しかし、今回の改正案では、独禁法における不公正な取引方法に関する規制の考え方を変えることなく、5類型に課徴金を課することとしたのだが、なぜそうしたのかは明らかにされていない。これまでのいきまづを踏まえると、その理由を明確にするべきではないかと考える。

自民党の独禁法調査会に提示された要綱を見ても、違反行為のおそれがあれば課徴金を課することとされており、特段、構成要件を明確にしているわけではない。

前回の改正では、入札談合などへの課徴金算定率を大幅に引き上げ、課徴金の法的性格を行政上の制裁としているのであるから、違反行為のおそれがあるというところで制裁を加えるのは妥当なことはいえない。このような考え方が通用するのであれば、入札談合のおそれがあった場合でも課徴金を課するようないきまなりかねない。

自民党独禁法調が中小企業保護を目的に独禁法上では何らかの対策を求めたため、このような改正案がまとめられたように思われるが、公取委の姿勢が問われる問題である。

一方、審判制度の見直しは、「平成20(08)年度中に検討を

加え、所要の措置を講ずる」とこととされた。これは05年改正の附則第13条に反する扱いだ。2年以内に見直すことになっていないにもかかわらず、その方向性も定めずに、あと1年かけて検討するというのでは、この2年間は何かのための期間であったのかといわざるを得ない。公取委が現行の審判制度維持に固執した結果だ。

公取委で行われる現在の審判制度は、諸外国には見られないわが国特有のものである。自民党独禁法調や経済界は審判の廃止を求めているにもかかわらず、公取委は結論を1年引き延ばし、現行制度の維持を考えているのではないだろうか。(阪)

独禁法改正案 その問題点

建設論評